

朝夕めっきり寒くなりましたね。冬の始まりというのは毎年こんなものだったのでしょうか。コート姿もチラホラと見かける今日この頃です。皆様 お元気でご活躍のことと思います。さて、東京都、23区役所等では物品の指名参加願受付の真最中です。今年から、都はインターネット申請のみの受付となったことにより、申請会社数が少なくなっている模様です。経営環境の変化について行くのは大変ですが、全部一度に変えていくことは出来ませんので 私などは、出来るところから片付けていくようにしております。みなさんはいかがですか？ (中村)

～ 雇用保険料率が改定されました～ 10月1日から1000分の2引き上げ

近年の雇用失業情勢や雇用保険財政の悪化から、保険料の追加徴収を行うことになりました。労働保険の保険料に関する法律(昭和44年法律第84号)第12条第5項による、雇用保険料率の1,000分の2の引き上げ、そして保険料の追加徴収です。

引上げについては、事業主・被保険者それぞれが1000分の1ずつ負担することになります。事業主の皆さんは給与から控除する際には十分ご注意ください。

～変更内容～

	事業の種類	変更前	変更後
1	2及び3以外の事業	15.5 / 1000	17.5 / 1000
2	・ 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業 ・ 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他畜産、養蚕又は水産の事業 ・ 清酒の製造の事業	17.5 / 1000	19.5 / 1000
3	土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業	18.5 / 1000	20.5 / 1000

追加徴収については12月中旬までに納付金額が各個別事業主に郵送にて通知され、15年1月31日までに同封の納付書で、納める予定になっています。

詳しくは、厚生労働省ホームページ(<http://www.mhlw.go.jp>)または、都道府県労働局、労働基準監督署、公共職業安定所(ハローワーク)などでもお知らせしています。(河野・南坂)

シリーズ 建設業

Q. 経營業務管理責任者としての法人の役員とは？

A. 許可を受けようとする建設業では5年以上、許可を受けようとする建設業以外では7年以上の役員として経營業務を執行していることが必要です。それに、建設業の主たる営業所に常勤していなければなりません。

建築士事務所の管理建築士、宅地建物取引業の宅地建物取引主任者など、他の法令で専任を要する営業体および営業所が同一である場合を除き、ここでいう「常勤である者」に該当しません。

経營業務の責任者が法人の役員の場合は、申請時点で常勤でなければなりません。経營業務の管理責任者としての必要経験年数は、非常勤であっても認められる場合があります。法人の役員の場合は、登記簿謄本などに登記されているので非常勤でも対外的に責任があるからです。

法人の役員としての取締役は、この要件に該当する資格をもつ者が申請会社の取締役などの地位に1人いればよく、必ずしも、代表取締役である必要はありません。

(南坂)

食欲の秋ですね

朝晩がすっかり涼しくなりました。秋といえば、何を食べてもおいしく感じられる季節ですね。そこで、皆さんもきっと大好きなこんなものをご紹介します。

～おいしい焼きいもの作り方～

おいしい焼き芋を作る最大のポイントは、アミラーゼという酵素が作用する約70度を長時間持続させることです。だから遠赤外線効果でじっくり加熱された石焼きいもやさんのおいもや、焚き火の灰の下のおいもは甘味が強く、おいしく感じられます。

でも、焚き火で・・・というわけにはなかなかいきません。

そこで、手軽においしく作る方法をご紹介します。

約300g太めのベニアズマを2つ切りにして新聞紙かサランラップで包み、レンジの強で7～8分程度加熱する。

(約100グラム細めならば3～4分で十分です)

石焼きいもに比べると甘味が落ちますが簡単にいただけます。

その他、石焼きいもを・・・という方には使い古しのヤカンに小石を敷きつめて、サツマイモを乗せ、40分程度弱火にかけるとおいしい石焼きいもの完成です。

(南坂)